

発議第5号

南陽市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和5年12月21日

提出者	南陽市議会議員	高橋	篤
賛成者	同	高橋	弘
賛成者	同	川合	猛
賛成者	同	板垣	致江子
賛成者	同	佐藤	明
賛成者	同	殿岡	和郎

南陽市議会議長 船山利美 殿

## 南陽市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

南陽市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

### 南陽市議会委員会条例の一部を改正する条例

南陽市議会委員会条例（平成3年条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項の表産業建設常任委員会の項中「6人」を「5人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### 提 案 理 由

南陽市議会議員定数条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うため。